

平成 31年 2月 12日 開会

平成 31年 2月 12日 閉会

平成31年（2019年）第1回

紀北町議会（臨時会）会議録

平成31年第1回紀北町議会臨時会議事日程 平成31年2月12日（第1日）

日 程	議 事
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	議案第1号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について
第 5	議案第2号 平成30年度紀北町一般会計補正予算(第5号)
	閉 会

平成31年（2019年）第1回紀北町議会臨時会会議録
（第1号）
平成31年2月12日（火曜日）

平成31年（2019年）第1回紀北町議会臨時会会議録
（第1号）
平成31年2月12日（火曜日）

9 : 30～10 : 07 37分

37分 1時間

平成31年（2019年）第1回紀北町議会臨時会

招集年月日 平成31年2月12日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

応招議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

不応招議員

なし

平成 31 年（2019 年）第 1 回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

招集年月日 平成 31 年 2 月 12 日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成 31 年 2 月 12 日（火）

出席議員

1 番	宮地 忍	2 番	田島明良
3 番	柴田洋巳	4 番	岡村哲雄
5 番	大西瑞香	6 番	原 隆伸
7 番	奥村 仁	8 番	樋口泰生
9 番	太田哲生	10 番	瀧本 攻
11 番	近澤チヅル	12 番	入江康仁
13 番	家崎仁行	14 番	東 清剛
15 番	平野隆久	16 番	中津畑正量

欠席議員

なし

地方自治法第 121 条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	中場 幹
総 務 課 長	濱田多実博	財 政 課 長	水谷法夫
農林水産課長	上野和彦	海山総合支所長	玉津武幸

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木 猛
書 記	奥川賀夫	書 記	家倉義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

12番 入江康仁	13番 家崎仁行
----------	----------

議事の顛末 次のとおり記載する。

東清剛議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから、平成31年第1回紀北町議会臨時会を開会いたします。

東清剛議長

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

脇事務局長。

脇俊明議会事務局長

皆さんおはようございます。

平成31年第1回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成31年2月12日（火曜日）午前9時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案第1号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について

第5 議案第2号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第5号）

以上でございます。

東清剛議長

これより、本日の会議を開きます。

日程第 1

東清剛議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

12番 入江康仁君

13番 家崎仁行君

のご兩名を指名いたします。

日程第 2

東清剛議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日とすることに決定しました。

日程第 3

東清剛議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る 2 月 5 日に議会運営委員会が開催され、本臨時会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項等について、ご報告を申し上げます。

まず、付議事件についてであります。

本臨時会の招集にあたり、付議された事件は、議案第 1 号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について、議案第 2 号 平成30年度紀北町一般会計補

正予算（第5号）の2件であります。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてであります。普通会計及び水道事業会計の平成30年度11月分と12月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。

また、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による、平成30年度定期監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から報告を受けております。

報告書は、議員控室に保管してありますのでご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めたところ、尾上町長はじめ、議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4～日程第5

東清剛議長

それでは、これより議案の審議に入ります。

お諮りします。

本議案の審議にあたっては、会期を1日とし決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議において審議することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議にあたっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

お諮りします。

日程第4 議案第1号及び日程第5 議案第2号の2件については、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、議案2件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは提案者から、一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜わり厚く御礼を申し上げます。

それでは本議会臨時会に上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてであります。三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、交付金等の追加交付に伴い変更委託事業契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第2号 平成30年度紀北町一般会計補正予算(第5号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,439万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億3,200万7,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、2件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせます。なにとぞ慎重審議のうえご可決賜わりますようよろしくお願いを申し上げます。

東清剛議長

続いて議案第1号の内容説明を求めます。

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

皆さん、おはようございます。

それでは、議案第1号についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について
次のとおり変更委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業（平成30年度分）
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額
（変更前） 5億6,454万3,000円
うち三浦漁港海岸分 3億3,021万8,000円
うち矢口漁港海岸分 2億3,432万5,000円
（変更後） 6億5,290万6,000円
うち三浦漁港海岸分 4億1,600万6,000円
うち矢口漁港海岸分 2億3,690万円
- 4 契約の相手方 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木英敬

平成31年2月12日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、交付金等の追加交付に伴い変更委託事業契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるため。でございます。

それでは、内容について説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

まず、最初に、今回提案させていただいております変更契約につきましては、国の農山漁村地域整備交付金及び漁港機能増進事業補助金の追加交付に伴い、三重県との委託事業契約について、金額が変更となるため議会の議決が必要となったことによるものでございます。

なお、今回の変更は2回目の変更でございます。農山漁村地域整備交付金2,629万円、漁港機能増進事業補助金5,700万円の追加交付、及び矢口漁港の用地及び補償費250万円を堤防工に工種変更することにより、三重県との契約額を8,836万3,000円増額しようとするものでございます。

それでは、資料1の説明に入らせていただきます。

平成 30 年度における、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約における変更前、変更後の対照表でございます。

上の表が、契約額の変更前、変更後の対照表、下の表が、事業費概要の変更前、変更後の対照表でございます。

まず、上の表でございます。

三浦漁港海岸の事業費につきましては、変更前が 3 億 2,060 万円、変更後が 4 億 389 万円となり、8,329 万円の増額でございます。

事務費につきましては、変更前が 961 万 8,000 円、変更後が 1,211 万 6,000 円となり、249 万 8,000 円の増額でございます。

次に、矢口漁港海岸の事業費につきましては、変更前が 2 億 2,750 万円、変更後が 2 億 3,000 万円となり、250 万円の増額でございます。事務費につきましては、変更前 682 万 5,000 円、変更後が 690 万円となり、7 万 5,000 円の増額でございます。

三浦漁港海岸、矢口漁港海岸の合計といたしまして、変更前が 5 億 6,454 万 3,000 円、変更後が 6 億 5,290 万 6,000 円となり、8,836 万 3,000 円の増額となるもので、この金額により、三重県との委託事業契約を変更しようとするものでございます。

続きまして下の表をお願いいたします。

まず、平成 30 年度の三浦漁港海岸につきましては、国からの補助金と交付金を活用して事業を実施しており、補助金につきましては、漁港機能増進事業補助金による事業実施分でございます。

堤防工・附帯工が 1 億 5,500 万円から、1 億 6,200 万円に、陸閘工 2 基が 4,000 万円から 9,000 万円に、変更しようとするもので、樋門工 1 門につきましては、変更はございません。

次に、交付金につきましては、農山漁村地域整備交付金による事業実施分でございます。

堤防工・附帯工・水門附帯工が 8,500 万円から 1 億 189 万円に、陸閘工 1 基が、3,560 万円から 4,500 万円に、変更しようとするものでございます。

これにより、三浦漁港海岸の事業費の合計としましては、変更前の 3 億 2,060 万円に 8,329 万円が増額となり、変更後は 4 億 389 万円となるものでございます。

次に矢口漁港海岸につきましては、国の交付金を活用した事業と町単事業を実施しており、交付金につきましては、農山漁村地域整備交付金による事業実施分でございます。

堤防工を 7,750 万円から 8,000 万円に変更しようとするものでございます。

用地費、補償費につきましては、平成 30 年度におきましても、相続等の関係で用地取得

ができませんでしたので、平成 31 年度で再度予算計上することとし、工事費に振替えて事業進捗を図るものでございます。

町単事業の 1 億 5,000 万円につきましては、変更はございません。

続きまして、施行期間でございますが、12 月定例会でお認めいただいた、第 1 回の変更契約で、平成 32 年 3 月 31 日までとなっております。今回の追加契約分につきましても、平成 31 年度に繰越しすることから、施行期間に変更はございません。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

これは、三浦漁港海岸の計画平面図でございます。

今回の農山漁村地域整備交付金の追加交付でございますが、事業の実施箇所に変更が生じたところは、図面左下にあります緑色で着色された箇所で、コンクリート舗装等を追加予定の箇所でございます。

次に、漁港機能増進事業補助金の追加交付でございますが、図面上では事業の実施箇所に変更は生じませんが、水色で着色された部分につきましては、当初契約に含まれていた陸閘 2 基の予定箇所でございます。当初の三重県との契約では、この陸閘部分とオレンジ色で着色された堤防工、附帯工部分を合わせて 2 億円で実施予定としておりましたが、三重県において、詳細設計を行っていただいた結果、事業費に不足が生じたこと及び、漁港機能増進事業については、平成 30 年度では単年度事業の扱いとなっていることから、今回、漁港機能増進事業分で実施する箇所を完成させるため必要となる事業費を、平成 30 年度分として国に要望したところ、国から追加交付されたものでございます。

これにより、漁港機能増進事業分につきましては、今回の変更契約分の追加により、これらを平成 31 年度に繰越し、事業を完了することになる予定でございます。

なお、コンクリート舗装等を実施する部分につきましては、今回の追加交付で着手することになりますが、旧堤防本体の撤去などの附帯工が残る見込みでございます。そのため、仮設道路などの仮設で設置した部分の撤去などと合わせ、さらに追加の事業費が必要なことから、3 月補正予算及び平成 31 年度当初予算で不足額を計上することとしております。

三浦漁港分につきましては、平成 31 年度での事業完了を目指し、国・県と調整を行っているところでございます。

4 ページをお願いいたします。

これは、三重県との当初契約に含まれていた、漁港機能増進事業による三浦漁港海岸の陸閘 2 基の構造図でございます。

今回、詳細設計により金額に変更が生じることとなりますが、構造としましては、陸開工Ⅱ、Ⅲともに変更はございません。

5ページをお願いいたします。

これは、三浦漁港の堤防標準断面図でございます。

平成30年度実施予定であります、赤色部分の堤防工と今回追加予定のコンクリート舗装等の緑色の実施箇所の標準断面図でございます。

冒頭にも申し上げましたが、今回の変更委託事業契約は、交付金、補助金の追加交付がなされたことによるものでございますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

議案第1号についての説明は以上でございます。

東清剛議長

続いて、議案第2号の内容説明を求めます。

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

おはようございます。

それでは、議案第2号 平成30年度 紀北町一般会計補正予算（第5号）の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成30年度 紀北町一般会計補正予算（第5号）

平成30年度 紀北町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,439万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億3,200万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成31年2月12日提出

紀北町長 尾上壽一

今回の補正予算は三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業にかかる補正でございます。

それでは4ページをご覧ください。

繰越明許費の補正でございますが、第2表 繰越明許費補正の変更につきましては、第5款・農林水産業費、第3項・水産業費の海岸保全施設整備事業について、8,400万円増額し5億9,600万円とするものでございます。

5ページをご覧ください。

地方債の補正でございますが、第3表 地方債補正の変更につきましては、合併特例事業の限度額を2,770万円減額し12億2,230万円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきます。

8ページをご覧ください。

第13款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第4目・農林水産業費補助金は、2,155万5,000円を減額し、1億1,344万5,000円とするものでございますが、海岸保全施設整備事業費補助金の減額でございます。

第14款・県支出金、第2項・県補助金、第4目・農林水産業費補助金は6,450万円を増額し、2億4,079万5,000円とするものでございますが、県単沿岸漁場整備事業費補助金3,600万円、市町営農山漁村地域整備事業費補助金2,850万円の増額でございます。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金85万1,000円の減額は、繰入金の一部を財政調整基金に戻し入れするものでございます。

9ページをご覧ください。

第20款、第1項ともに町債、第4目・農林水産業債は2,770万円を減額し4億4,140万円とするものでございますが、海岸保全施設整備事業債で、合併特例事業債でございます。

次に、歳出予算をご説明させていただきます。

10ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第3項・水産業費、第3目・漁港管理費は、1,439万4,000円を増額し、7億1,416万7,000円とするものでございますが、海岸保全施設整備事業で、三浦及び矢口漁港海岸の堤防改修等を行うための三重県への事業委託料などがございます。

11ページからは、地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、12ページの合計欄をご覧ください。

前年度末現在高は118億3,672万9,000円であり、当該年度中の起債見込額は、今回の補

正分 2,770 万円の減額により 19 億 7,565 万 2,000 円となり、当該年度中の元金償還見込額の 12 億 2,818 万 3,000 円を差し引きしますと、当該年度末現在高見込額は 125 億 8,419 万 8,000 円となる見込みでございます。

以上で、議案第 2 号 平成 30 年度紀北町一般会計補正予算（第 5 号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

東清剛議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、これより各議案に対する審議を行います。

日程第 4

東清剛議長

日程第 4 議案第 1 号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

3 番 柴田洋巳君。

3 番 柴田洋巳議員

3 番 柴田洋巳です。質問がいくつかありますので、まずまとめて項目を申し上げます。

まず 1 つはですね、三浦漁港海岸と矢口漁港海岸、これの管理者が誰かということをお聞きします。国、県あるいは町、そのいずれかだと思うんですけども、どこが管理者かということをお聞きしたい。

それから、2 番目はですね、資料 1 の矢口漁港海岸事業の契約金が 2 億 2,750 万円となっているんですね。しかし、事業費のほうは 2 億 3,000 万円となっているんです。その違いをお聞きしたい。

それから、3 つ目が事業費概要の変更前、変更後、ともにですね、数字が、例えば三浦漁港に関していえば変更前、最初にですね、契約事業概要ですね、1 億 1,500 万円になってますよね、その下にまた同じ数字が書いてあるんです。これは非常に誤解を招くと思いますの

で、この表現方法はこれでいいのかどうかということです。

それから、4つ目は、契約額の中で事務費の内容をお聞きしたい。要するに県に再委託しているわけですよね。その事務費というのは手数料なのか、あるいはなんでしょうかね、その辺のことをお聞きしたい。

それから、5つ目は、そのほかにもあるんですけどね、5つ目は三浦、それから矢口、それぞれ最終概算工事費がいくらか。

とりあえずその5つをお聞きしたいと思います、お願いします。

東清剛議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

ただいまの柴田議員のご質問にお答えいたします。

まず三浦漁港海岸、矢口漁港海岸ともに管理者は町でございます。

それから、資料1の矢口の契約のですね、変更後は2億3,000万円でございますが、表のほうの契約金額2億3,690万円との差は、表の契約金額につきましては、事業費プラス事務費分という形で契約をいたします。

資料1で説明させていただいたのはですね、事務費を除いた事業費についての数字をあげさせていただいております。

差としては、その差ということになります。

それから、堤防工の記載の仕方でございます。これは従来のもので、記載の仕方をそのまま踏襲しております、確かにわかりにくいところはございますが、この資料のですね、継続性等もございまして、堤防工の一式の内訳というのを、その下に堤防工とか附帯工とかですね、そういうふうな形であげさせていただくような形を従来からとっております、あげ方としての記載はこのような形で進めさせていただいております。

それから、事務費につきましてはですね、これは県へ町からの委託に対する手数料的なものということで、この金額は事業費の3%をお支払いしております。県のほうでは事務費的なもの、あるいは人件費的なものに充当されているものということでございます。

それから、最終の工事費でございます。現段階ではですね、三浦につきましては、県からお聞きしている最終の予定はですね、13億4,927万円という金額を現在伺っております。

それから、矢口につきましては、現時点での数字でございますが、国庫事業分が現時点で昨年の2月にですね、全協でお示しさせていただいた金額で動いておりません。この金額に

つきましては、国庫補助分が10億7,100万円、町単事業分が4億2,400万円、合わせて15億7,500万円でございます。ただし矢口漁港分につきましては、県のほうですね、随時見直しを行っていただいております、この数字につきまして今後かなり変更する可能性があるというふうには考えておりますが、三浦漁港につきましては、ほぼこの金額の中でいけるのではないかと考えております。

以上でございます。

東清剛議長

3番 柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

管理者はよくわかりました。

それから、2番目のですね、矢口漁港海岸事業費の契約金額が、例えばですね、三浦漁港で言えばこれは変更前ですよ、3億2,000万円となっているんですね、事業費が。それが下にきてそれが3億2,000万円、これはいいんです。

それが矢口の場合ですね、事業費が2億2,750万円になっているんですね。それが下にきて矢口漁港が2億3,000万円になっているんですね。私この違いを聞いているんですけど、それが1つ。

それから、3番目の数字がダブっていることですね。これはやっぱり私、昨日も慌ててこの書類を見たんですけど、何回電卓で計算しても合わないんですよ。ダブっているわけです、数字が。こういう表現はね、今、私これまでずっとこれまでの人生であんまりないんです、こういう表現は。やっぱりこれは大きな間違いになると思います。その2つもう一遍。

東清剛議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

申し訳ありません。契約金額が矢口漁港の場合はですね、変更前が2億2,750万円、この変更前ですね、事業費概要のところの事業費につきまして、2億3,000万円となっておりますけれども、この差の250万円はですね、用地費補償費の部分250万円、用地費100万円、補償費が150万円のこの250万円がですね、三重県との契約金額の中にも入っておりません。事業費概要としてですね、あげさせていただいたこの100万円と150万円につきましてはですね、町のほうで実施する予定の事業費ということですね、全体の矢口の変更前の事業費2億3,000万円のうちですね、250万円を引いた金額で、三重県と契約を変更前はいたしております。

ました。

その250万円を引いた金額で契約金額が上のほうに記載されておりまして、その250万円を事業費としては入っておりますので、下のほうでは入れさせていただいております、今回の変更につきましては、その用地費と補償費の250万円をですね、三重県と契約する工事費のほうに振り替えるということで、変更後については金額の差は生じない形になりますけれども、変更前につきましては、三重県と契約をする金額以外の金額が事業費として、用地費、補償費の中に250万円が入っているということで、三重県との契約を説明する中でですね、当初とそれから第1回目の変更の部分につきましては、そのことを説明させていただいておりましたが、今回は申し訳ありません、その辺の説明が漏れておりました。申し訳ございません。

以上でございます。

東清剛議長

もう1つ記載のところ。

記載方法。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

記載の仕方につきましてはですね、これまでも議会にこのような提案をさせていただいておりますので、もしもこれを変更するのであれば、議運等ですね、議会としてのお示しをいただきたいなと思います。

東清剛議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

先ほどの2億2,750万円と2億3,000円の違いを、今、説明しましたけども、役所の仕事とすれば、これまったくおかしいと思います。やっぱりもしそういう今、上野課長が説明するようなことがあれば、やっぱり欄外にでもこういうことなんですと、そういうことを記載すべきだと思います。

それと、今、町長が答弁された前からのしきたりだとかどうのこうの言ってますけど、これは通じないと思いますよ。こういう表現の仕方は本当になんか役所として、あるいはまた住民からもですね、これはなんだということになると思いますので、これはやっぱり真剣に

ですね、また、要するにこういうことがあると、他の書類にも同じような書き方がされるんではないかと思います。

ですから、これは本当に真剣に取り組んでいただきたいと。

その辺、町長の考え方を。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはこれは先ほどから何度も申し上げるように、契約変更の締結についてでございます。そういった意味でですね、用地費とか補償費は町の執行事務でございますので、その辺がですね、概要と契約額のところの表記の違いを表しているところでございます。先ほども申し上げましたように、この表記の仕方についてですね、議会として変えていきたいというのであれば、またお示しいただければ結構かと思います。

東清剛議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

これで討論を終了し採決いたします。

お諮りします。

日程第4 議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

東清剛議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5

東清剛議長

次に、日程第5 議案第2号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

これで討論を終了し採決いたします。

お諮りします。

日程第5 議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

東清剛議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

東清剛議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

東清剛議長

これで本日の会議を閉じます。

それではこれで、平成31年第1回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 10時 07分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 31 年 2 月 22日

紀北町議会議長 東 清剛

紀北町議会議員 入江康仁

紀北町議会議員 家崎仁行